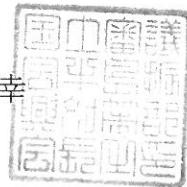


国 國 土 審 第 7 号  
平成23年5月18日

國 土 審 議 會 会 長 岡 村 正 殿

國 土 審 議 會 半 島 振 興 対 策 部 會 長  
安 島 博 幸



半島振興計画の変更について（報告）

平成23年4月22日付け国國土審第2号にて貴職から付託のあった別添「半島振興計画の変更について」は、平成23年5月18日に第3回半島振興対策部会を開催し審議した結果、当部会としては、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が関係県知事より協議のあった半島振興計画の変更に同意することに異議はないので、その旨報告する。

# 半島振興計画の変更について

## 1. 半島振興計画の概要

- 半島振興計画は、半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域に指定されている地域毎に関係道府県知事が国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議し、その同意を得て作成、変更。  
※ 半島振興法においては、3大臣が半島振興計画に同意しようとするときには国土審議会の意見を聴かなければならぬとされている。
- 振興の基本の方針及び各分野の整備や振興に関する事項を内容とし、計画に沿って、国、地方公共団体等が広域的、総合的な政策を推進。

## 2. 今回の東松浦半島振興対策実施地域の振興計画変更の経緯

- 平成21年4月に、鷹島（長崎県松浦市鷹島町）と佐賀県唐津市肥前町間に鷹島肥前大橋が開通し、鷹島と佐賀県本土とを結ぶ陸上交通手段が確保されたことから、当該区域について、橋の本土側の取付先である半島振興対策実施地域（東松浦地域）への追加指定（東松浦地域に編入）の申請が佐賀県及び長崎県からあり、国土審議会半島振興対策部会の審議及び国土審議会の議決を経て、昨年3月に指定手続きが完了した。
- これを受けて、半島振興法に基づき、佐賀県及び長崎県より、東松浦地域振興計画の変更について、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に對して協議があつたことから、3大臣から国土審議会会长へ諮詢され、会長からの付託を受けて半島振興対策部会（部会長：安島博幸立教大学観光学部教授）にて調査審議。

## 3. 計画の主な変更内容

- 松浦市鷹島町の編入を踏まえた重点施策等の記載の追加。
  - ①観光の振興 呼子のイカや鷹島のトラフグなど、地域の資源である「食」をテーマとした観光ルートの形成
  - ②水産業の振興 鷹島のトラフグのブランド化に向けた取組、マグロ養殖関連施設、漁船保全修理施設の整備推進
  - ③商工業の振興 鷹島の石工業の伝統技法の継承、競争力の強化
  - ④港湾の維持管理 鷹島内の港湾機能の適切な維持管理
  - ⑤地域文化の振興 元寇に関連した海底遺跡の保存、整備に向けた取組
- 松浦市鷹島町の編入に伴うデータの追加、計画策定時（平成17年）以後の各種事業の進捗等に伴う記載の変更等。

## 東松浦半島振興対策実施地域の概要

(東松浦地域の概況)

	面積(km <sup>2</sup> )	人口(人)	産業別就業人口構成比(%)		
			第1次産業	第2次産業	第3次産業
東松浦地域	273	108,692	13.1	23.2	63.2
うち松浦市鷹島町	17	2,570	42.2	13.1	44.4
構成比(%)	6.3	2.4	—	—	—

(高速自動車国道のインターチェンジ、空港、新幹線鉄道の停車駅への到着時間)

	平均時間
高速自動車国道のインターチェンジ	65分
空港	92分
新幹線鉄道の停車駅	88分

(財政力指数)

	財政力指数 (平成18~20年の3ヶ年平均)
全国	0.71
長崎県	0.47
佐賀県	0.58
東松浦地域	0.50

(高齢化率)

	高齢化率(平成17年)
全国	20.1%
長崎県	23.6%
佐賀県	22.6%
東松浦地域	23.4%

(東松浦地地域位置図)



市町村第2433号

22地政第63号

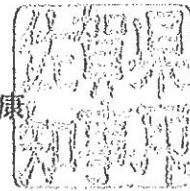
平成23年3月31日

国土交通大臣 大畠 章宏 様

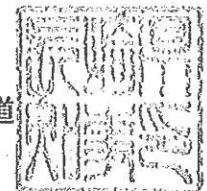
総務大臣 片山 善博 様

農林水産大臣 鹿野 道彦 様

佐賀県知事 古川 康



長崎県知事 中村 法道



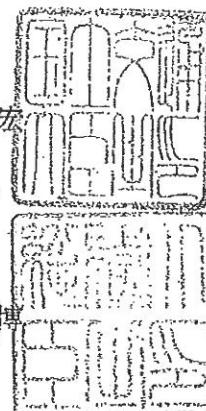
### 半島振興計画の一部変更について（協議）

東松浦地域に係る半島振興計画を別紙のとおり変更したいので、これに同意されたく、半島振興法（昭和60年法律第63号）第3条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき協議いたします。

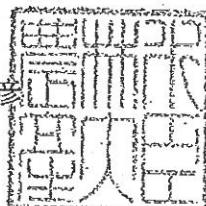
国都半第4号  
総行地第15号  
22農振第2377号  
平成23年4月8日

国土審議会会长 岡村 正 殿

国土交通大臣 大畠 章宏



総務大臣 片山 善博



農林水産大臣 鹿野 道彦

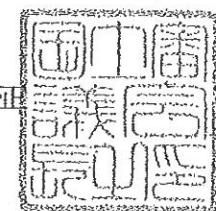
### 半島振興計画の変更について（諮問）

半島振興法（昭和60年法律第63号）第3条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、別添のとおり、東松浦地域の関係県知事より半島振興計画の変更の協議がありましたので、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

国 國 土 審 第 2 号  
平成 23 年 4 月 22 日

国土審議会  
半島振興対策部会長 殿

国土審議会会长  
岡 村



半島振興計画の変更について

平成 23 年 4 月 8 日付け国都半第 4 号、総行地第 15 号及び 22 農振第 2377 号にて国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣から当審議会に意見の求めのあった別添「半島振興計画の変更について（諮問）」については、国土審議会運営規則（平成 13 年 3 月 15 日国土審議会決定）第 8 条第 1 項の規定に基づき、貴部会に付託する。